

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第13回会議（定例会）

1 期 日 令和5年3月17日（金） 開会 午前10時30分
閉会 午前12時10分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 佐々木 悟

企画管理部

企画管理部 長 長谷川 聡
教育総務課 長 富田 浩明
企画管理部副参事兼人事給与室長 鈴木 克之
財 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教育振興部 長 浅尾 智康
学校危機管理監 中西 健
教育振興部次長 中臺 一仁
生涯学習課 長 鈴木 真一
学習指導課ICT教育推進担当課長 細川 義浩
教 職 員 課 長 原 義明
文 化 財 課 長 金井 一喜

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 村松 信郎
同 副主査 齊藤 裕太
同 主幹兼文書・情報室長 加藤 浩史
同 主事 多田 大通
財 務 課 予 算 班 長 大和地章記

教育振興部

生涯学習課社会教育振興室
新県立図書館建設準備班長 野上 慎司
同 副主査 廣瀬 恭子
学習指導課ICT教育推進室指導主事 齊藤 光紀
教職員課主幹兼県立学校人事室長 坂本 大輔
同 高等学校人事班長 鹿野 敏一
同 特別支援学校人事班長 横山 健司
同 主幹兼管理室長 工藤 秀昭
同 主席管理主事 山中 敬生
同 管理主事 佐々木 恵
同 免許班長 関戸 将仁

文化財課文化財普及・管理班長 城田 義友

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 佐藤 祐児

同 副主幹 阿部 竜作

同 主査 赤羽 大輔

同 主査 伊能 昌邦

4 教育長開会宣告

5 議事録署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第62号議案から第75号議案の議案14件、報告1の報告1件である。第72号議案から第75号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 審議事項

第62号議案 千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について

第63号議案 平成十七年千葉県教育委員会告示第四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）を廃止する告示の制定について

【教育総務課長】

本県では、「千葉県個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護制度を運用しているところだが、令和3年の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日以降、民間、国等及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化される。このため、現行の「千葉県個人情報保護条例」を廃止するべく、同条例を根拠とする規則等を廃止するものである。

まず、(1)「千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則」は、県教育委員会が取り扱う個人情報等について、条例の施行に関し、所要の事項を定めたものである。次に、(2)「平成十七年教育委員会告示」は、条例の規定に基づき、例外的に口頭による開示請求を行うことができる個人情報の項目等を定めたものであり、県立学校の入学者選抜等における得点等の開示について規定されている。(1)の本規則廃止後は、代わりに「個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」を制定し、また、(2)の本告示廃止後は、代わりに要綱を制定し、口頭による提供の申出があった場合に、即時に提供することができる手続を維持する予定である。なお、いずれも、根拠規定の削除に伴い、当然必要とされる規則等を廃止するものであるため、パブリックコメントは実施しない。施行期日は、いずれも令和5年4月1日となる。

【富塚教育長】

第62号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第62号議案は、原案どおり可決する。

【富塚教育長】

第63号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第63号議案は、原案どおり可決する。

第64号議案 博物館の登録等に関する規則の制定について

【文化財課長】

博物館法及び博物館法施行規則の一部改正により、博物館の登録制度等が変更され、令和5年4月1日付けで施行される。これを踏まえ、本件は、博物館の登録に関する規則について所要の改正を行うものがある。規則の改正内容は、博物館の登録審査に関して、博物館活動の水準の維持・向上を図るため、文部科学省が定める基準を参酌して、新たに博物館の活動についても考慮した審査基準を定めるものである。具体的には、①資料の収集・保管・展示、調査研究体制に係る基準、②学芸員その他の職員の配置に関する基準、③施設及び設備に関する基準となる。また、博物館に相当する施設の指定に関しても、同様の審査基準を定めるが、職員の配置に関する基準について、「学芸員」は「学芸員に相当する職員」と読み替える。その他、押印の見直しを含む所要の改正を行う。規則の施行期日は、法律及び施行規則の施行と合わせ、令和5年4月1日である。

【富塚教育長】

第64号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第64号議案は、原案どおり可決する。

第65号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

【企画管理部副参事兼人事給与室長】

最初に、改正理由についてだが、令和5年度組織の見直しによるもの、博物館法の改正によるもの、千葉県個人情報保護条例の廃止によるもの、その他所要の規定整備を行うものの、4つとなっている。

次に、改正内容について、改正理由ごとに説明する。「(1) 令和5年度組織の見直し」については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものである。組織改正の概要だが、①から③の順に説明する。まず、教育委員会全体の危機管理事案について、幹部との情報共有や内容に応じて速やかに担当課を決定するなど、指揮・統括を行うため、保健体育課の「危機管理班」を教育庁の主管課である教育総務課に移管する。次に、教育庁における政策機能の強化ということで、教育政策課の「教育立県推進室」を「政策室」へ改組の上、

教育総務課の「委員会室」から教育政策課「政策室」に教育委員会の点検・評価、総合教育会議の窓口業務を移管する。次に、教員に係る働き方改革の推進及び人事評価の電子化のため、教職員課の「県立学校人事室企画調整班」を「働き方改革推進班」に改組する。また、県立と小中の区別なく、一体となって教員の採用選考・未配置問題に取り組むため、「県立学校人事室任用班」及び「小中学校人事室任用班」を統合し、「任用班」を新設する。以上のような組織改正に伴い、これらを規定する箇所の改正として、第17条、19条及び20条を改正し、各課の室班名及び各課の分掌事務について、整理を行うものである。「(2) 博物館法の改正」については、第64号議案でも説明があったが、法改正により、都道府県教育委員会が行う博物館登録事務に新たな業務が加えられたことから、教育長の専決事項の改正を行うものである。具体的には、都道府県教育委員会は、登録博物館に対して、新たに運営状況に関する報告・資料の提出依頼、必要な措置の勧告・命令をすること等ができることとされたので、資料下段にあるように教育長の専決事項を定めた第12条のうち、博物館登録事務に係る13号の規定について、所要の文言整理を行うものである。次に、「(3) 千葉県個人情報保護条例の廃止」について。第62号議案でも説明があったが、「個人情報の保護に関する法律」の改正により、「千葉県個人情報保護条例」が廃止され、地方公共団体は同法の適用を受けることとなった。個人情報の開示等の業務については、第12条において教育長の専決事項として定めているところだが、今回の法改正により、当該業務の根拠となる法令の名称が変更となることから、所要の規定整備を行うものである。最後の「(4) その他」については、各部内各課の分掌事務を定めた本表について、令和4年9月定例県議会において、千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例が制定されたことに伴い財務課が分掌する業務を追加することの他、現在各課で所掌している業務の実態に合わせることを目的として、業務の記載位置を変更するなど、軽微な改正を行うものである。施行期日については、令和5年4月1日からを予定している。議案の説明は以上だが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【富塚教育長】

第65号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第65号議案は、原案どおり可決する。

第66号議案 千葉県読書バリアフリー推進計画について

【生涯学習課長】

本計画は、令和元年に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、通称「読書バリアフリー法」の第8条の規定により、本県における今後5年間の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な方針・施策を定めようとするものである。県内における視覚障害者等の読書環境の現状と課題について整理し、法律で地方自治体が行うべき5つの項目、具体的には、「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」、「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」「特定書籍・特定電子書籍等の制作支援」、「端末機器等の情報入手、情報通信技術の習得支援」、「製作人材・図書館サービス人材の育成等」の各項目について「施策の方向性と取組」を整理している。この計画の原案については2月に広く県民への意見募集を行い、10人から24件の貴重な意見をいただいた。内容を精査したところ、大きく影響する点はなく、字句の修正や表現の見直しを行い、別添資料のとおり成案とすることとした。今後は、頂戴した意見を踏まえ、本計画に基づき、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進し、全ての人が等しく読書活動を行うことができる

環境を整備することを目指していく。なお、障害者福祉関係部門とも連携して検討を行ったことから、この計画は県と県教育委員会の連名になる。本日審議いただき、可決したら、続けて知事と協議を行い、同意を得て策定の運びとなる。

【花岡委員】

推進計画にも識字障害のことが書いているが、医療の障害の診断を受けなくても、こういう読みやすい本などを、実際に子どもたちが触れられるような工夫を考えていただきたい。実際に物を増やすのは、お金のこともあり、なかなか難しいかもしれないが、ここの図書館に行けば立体本に触れたり読めたりできることを周知し、課題や困り感がある子だけでなく、アクセスのしやすいものにしていただきたい。

【生涯学習課長】

今回の計画であるが、様々な障害がある方の読書環境を整備するというので、全ての市町村において、障害者サービスをご案内できる体制をまず作っていかうとしている。県立図書館では、様々な障害に対応でき、ご案内できるような、リーフレット等を準備して活用していきたいと考えている。委員のお話のあったとおり、そういったご案内ができるようにしていきたい。

【冨塚教育長】

ご指摘の点は計画を作る過程でも議論があった。ここで視覚障害者等と「等」をつけているのは、例えば発達障害で読字に困難のあるような方や、あるいは寝たきり等で、書籍を持つての利用が困難な方もいらっしゃる。そういう様々な方に、広く読書を通じて豊かに生きていただきたいところであるので、ご指摘の、立体の絵本などに子どもたちが触れることも、今後の取組を通じて、そういった本が図書館に整備されていくことで、機会が増えていくよう、進めていきたい。

【貞廣委員】

大変重要な計画だろうと思うので、当事者の方にとって真に福音になっているかが大変重要だと思う。関連して、計画の立案にあたり、当事者の方の参画はどの程度あったのかを教えてください。

【生涯学習課長】

策定にあたって、障害者部門、図書館、学校図書館等のさまざまな関係者が集まって検討を進めたものである。実際に視覚障害のある方に入ってもらい、進めてきた。また、われわれ県立図書館にも、そういった職員がいるので、意見も聞きながら、計画の策定は進めてきた。

【貞廣委員】

しっかりと当事者の方々のご意見も反映した形でお作りいただいていることに感謝する。そのうえで最後に一点意見を申し上げたい。計画の期間が令和5年度から令和9年度となっているが、計画されている物事の環境が、恐らくこの期間にも日進月歩で劇的に変わると思う。計画に拘泥することなしに、環境が変わったときに試行錯誤していくような状況で、その都度短期的にも見直していただけるよう、何よりも当事者の方に福音となるように、引き続き計画の見直しも含めて行ってほしい。

【生涯学習課長】

事業の進捗状況の確認だけでなく、障害者の読書環境の整備、環境の変化についても考慮して、必要な対策も取っていただけるようにしていきたい。

【冨塚教育長】

第66号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第66号議案は、原案どおり可決する。

第67号議案 千葉県学校教育情報化推進計画について

【ICT教育推進担当課長】

令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」が成立し、公布、施行された。本計画は、当該法律の第9条において努力義務とされている各自治体の学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。本計画で目指す、子供・教員・学校それぞれの姿を示している。本計画では、全ての子供たちが、ICTが活用された「学ぶことが楽しい、おもしろい」と思える授業の中で、多様な個性と能力を最大限に伸ばしている。全ての教員がICTを活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、情報活用能力の育成に取り組んでいる。全ての学校が不断の校務の分析・整理を行い、ICTを活用して校務の効率化を進めるとともに、学習指導に係る業務へもICTの積極的な活用を図ることで、子供と向き合う時間を確保していることを目指していく。別添資料19ページ「6 学校教育の情報化に関する基本的な方針」から32ページまでに本計画で目指す姿を達成するために取り組む4つの基本的な方針及び具体的な取組を示している。これまでの学力向上策の取組に加えて、効果的にICTを活用する好事例が県下全体に広がるように取り組んでいく。別添資料33、34、35ページに、本計画の目標及び効果測定のための指標を示している。計画期間は令和9年度までの5年間とするものの、技術革新の速いICT分野の特性を踏まえて、本計画の進捗を調査等により分析し、アジャイル型の計画として常に見直しを図りながら進めることとしており、令和7年度末を目途に見直しも行うこととしている。なお、本計画は、本日の議決を経た後、現在、知事部局で策定を進めている千葉県学校デジタル・トランスフォーメーション戦略の公表後に、各学校及び域内の教育委員会に周知する予定である。

【貞廣委員】

次の2点についてお願いしたい。説明にもあったが、ICT分野は日進月歩のため、策定した計画に固執せずに機敏に進めてほしい。次に、教育データの利活用について、子供の日常の状況を可視化することは、学習のみならず生活面の支援でも有効である。また、得意な先生だけが使用する教育データではなく、どの教員も日常的に活用できるような教育データを準備するための研究に取り組んでほしい。

【ICT教育推進担当課長】

国において、教育データの研究が進められているので参考にしていきたい。また、事業を実施するためにも予算を獲得して取り組んでいきたい。

【花岡委員】

通信環境の整備により世界中の人とつながることができるようになった。今後eスポーツなどが学校においても活用されると思うが、通信速度が遅いとやり取りができないといったことが考えられるので、将来を見込んで整備をお願いしたい。また、学校でICTを活用する際にゲームを取り込み、健全な使用方法についても指導してほしい。

【ICT教育推進担当課長】

通信環境の整備については、予算を要することから計画的に進めていきたい。また、ゲームの活用については、計画にも記載している情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育

を通して指導を進めていく。

【永沢委員】

ICT活用が進んでいる学校とそうでない学校の違いは、ICTに長けている教員の有無だと思う。各学校にICTに長けている教員を置くことができないか、また教員をサポートする体制を構築すべきだと思うがどうか。

【ICT教育推進担当課長】

人材育成は一番の課題であると認識している。ICTに長けた高度な人材も必要だが、日常的に活用するための能力を育成する程度なら、研修でカバーできるので、時間をかけて計画的に取り組む。

【富塚教育長】

第67号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第67号議案は、原案どおり可決する。

第68号議案 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則の制定について

【教職員課長】

昨年6月、教育職員免許法が改正され、教員免許更新制が廃止された。同時に、文部科学省より、教員免許更新制により失効となった教員免許状の再授与について、申請者に対して過去に普通免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与手続きに努めるよう通知された。これを受け、本規則で定める申請時の提出書類について、再授与申請の場合は書類の一部を省略することができるよう改正する。また、教育職員免許法施行規則の改正により、免許状等に氏名に加えて旧姓と通称名を併記することが可能となったことや、免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則が廃止されたことを受け、本規則で定める各種様式についても所要の改正を行う。

【富塚教育長】

第68号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第68号議案は、原案どおり可決する。

第69号議案 県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
第70号議案 県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について

【教職員課長】

第69号議案は、千葉県職員服務規程（平成17年千葉県訓令第5号）の一部が改正された

ことに伴い、県立学校事務職員の出勤簿を廃止するものである。また、県立学校事務職員が職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千葉県条例第22号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願い出たときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなすものである。さらに、別記第1号様式中の写真サイズを改めるとともに押印欄の削除をするものである。

第70号議案は、前述の「県立学校職員服務規程の一部改正について」で、説明したとおり、千葉県職員服務規程（平成17年千葉県訓令第5号）の一部が改正されたことに伴い、県立学校事務職員の出勤簿を廃止するものである。施行期日については、令和5年4月1日を予定している。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【富塚教育長】

第69号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第69号議案は、原案どおり可決する。

【富塚教育長】

第70号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第70号議案は、原案どおり可決する。

第71号議案 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

【教職員課長】

本件は、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」（令和4年千葉県条例第27号）が制定され、新たに定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、本規則第二条第三項、第五項及び第六項中の、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とするものである。また、定年が段階的に引き上げられる経過期間においては、現行の再任用制度と同様の暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の本規則の規定を適用するものである。施行期日については、令和5年4月1日を予定している。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【富塚教育長】

第71号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第71号議案は、原案どおり可決する。

報告1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業に係る千葉県教育委員会と千葉県弁護士会との協定締結について

【教職員課長】

令和5年3月17日（金）、千葉県教育委員会は、千葉県弁護士会と令和5年度教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業に係る協定を締結した。本協定は、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を外部の専門家の協力を得て行い、児童生徒等の権利利益を擁護することを目的としている。調査については、弁護士や公認心理士等を構成員とする第三者による事実確認の調査チームを設置し、公正性及び中立性の一層の確保に取り組むとともに、臨床心理士等や子どもと親のサポートセンター職員が被害児童への聞き取りを行うことにより、被害児童生徒等に対する継続的な保護及び支援体制を構築していく。また、研修については、調査対象事案の発生要因や課題の分析を活用するとともに、外部専門家を講師とした研修会等を実施し、不祥事の根絶に取り組んでいく。

【花岡委員】

心理の専門家が加害職員に話を聴き、事故に至る原因や心境を丁寧に聞く仕組み作りをお願いしたい。原因の分析や発生の抑止につながると考える。

【教職員課長】

専門家の方と協議をしながら、様々な事例に応じて、可能な範囲で取り組みたい。心理の専門家が被害児童生徒に話を聴くことができない場合もあるが、事案全体を分析するなどして、再発防止に取り組むたい。

【永沢委員】

教職員に対し、臨床心理士が研修をするなど、発生防止に取り組んでほしい。

【教職員課長】

専門家が職員研修に積極的にかかわるよう働きかけていく。

【富塚教育長】

発生防止に向けて、専門家の方に関わってもらいたいと考える。懲戒となった職員に対し、事故の原因を突き詰めてこなかったことが、同様の事故を繰り返す要因となっている可能性がある。専門家に相談をしていきたい。

報告1は終了。

教育長報告 令和5年2月定例県議会の概要について

【富塚教育長】

議案について、教育委員会関係は、「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和5年度千葉県一般会計予算」から議案第59号「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてだが、「教員不足の解消への取組」に関する質問などが57件あった。詳細は、「令和5年2月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。教育問題について、「教員不足の解消に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。」との質問には、「千葉県の子どもたちの未来を育むために、優秀な教員の確保は喫緊の課題であり、今

後も採用選考の改善や教員の魅力発信などの取組を一層強力に進めていく必要があると考えている。このため、来年度に実施する教員採用候補者選考においては、新たに関西方面にも選考会場を設けるとともに、多様な経験を有する社会人等の採用を拡大するため、志願要件の緩和等を進めていく。また、教員志願者に千葉県で教員として働く魅力が十分に伝わるよう、民間企業のノウハウを活用し、若者に訴求力の高い動画等によるプロモーション活動を行うほか、千葉大学教育学部と連携し、大学入学後から、小中学校等での活動体験などによりモチベーションを高め、千葉県教員を目指す学生の育成を図っていく。」と答弁をした。教育行政について「専門学科の魅力発信について、今後どのように進めていくのか。」との質問には、「専門学科の多様な魅力を中学生をはじめ、広く県民に伝えるため、来年度は、専門学科や特色あるコース設置校の生徒が小・中学校等を訪問し、実験や実習などを一緒に行う「専門学科を体験しよう」事業を実施し、各学科の特色ある学びへの興味関心を高めていく。また、新たに、「学校提案型魅力発信事業」として、学校が主体的に企画立案し、複数の学科や学校、あるいは学校と地域や企業とが相互に連携し、高校の魅力を効果的に伝える取組を支援していく。さらに、千葉県誕生150周年記念事業にあわせ、産業系の県立高校で作成した物品を各種イベントで販売するなどし、産業系高校の魅力発信と産業教育への理解の促進に繋げていく。」と答弁をした。

次に、文教常任委員会における質問についてだが、3月10日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について、報告があった。詳細は資料「令和5年2月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

<傍聴・報道 退出>

第72号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第73号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第74号議案 県立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第75号議案 教育庁等職員の人事について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

8 教育長閉会宣告

令和5年4月19日 署名人